

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、大間町の財政の健全度を指標として公表します。

はじめに…財政健全化法の施行により、大間町の平成 19 年度決算に基づき、その基礎データから 5 つの指標「健全化判断比率及び資金不足比率」を算定し、財政（経営）の健全度をチェックするものです。

財政（経営）状況がやや悪くなり、その指標が「早期（経営）健全化基準」（イエローカード）を超えると「早期（経営）健全化団体」となり、議会の議決を経て「財政（経営）健全化計画」を策定し、財政（経営）の早期健全化に取り組むこととなります。また、財政状況がかなり悪く、その指標が「財政再生基準」（レッドカード）を超えると「財政再生団体」となり、国や県の強力な関与の下で確実な財政再生を実行するため、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組むこととなります。

以下、「健全化判断比率等」の概要を示しながら、大間町の指標をお知らせします。

【健全化判断比率】とは、

その団体の財政の健全度を公営企業会計や一部事務組合、第 3 セクター等を含めて示すものです。その比率は 4 つ（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率）の指標で示されます。…「早期健全化基準」「財政再生基準」が定められています。

【⑤資金不足比率】とは、

水道事業、下水道事業などの公営企業ごとに、資金不足額（赤字の額）がどの程度あるかを示すものです。…「経営健全化基準」が定められています。

5 つの指標

①実質赤字比率～一般会計の健全（深刻）度を示すもの

福祉、教育、まちづくりなど、どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

平成 19 年度大間町の実質赤字比率	—— %
--------------------	------

* 指標基準…「早期健全化基準 15.0%」「財政再生基準 20.0%」

②連結実質赤字比率～その団体全体の健全（深刻）度を示すもの

全ての会計の赤字や黒字を合算（連結）し、大間町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

平成 19 年度大間町の連結実質赤字比率	—— %
----------------------	------

* 指標基準…「早期健全化基準 20.0%」「財政再生基準 30.0%」

（財政再生基準は、40%→40%→35%→30%に移行するための 3 年間の経過措置があります。）

③実質公債費比率～その団体全体の借入金返済の度合いを示すもの

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

平成 19 年度大間町の実質公債費比率	16.9 %
---------------------	--------

* 指標基準…「早期健全化基準 25.0%」「財政再生基準 35.0%」

④将来負担比率～今、現在、一般会計が将来負担すべき総額の割合を示すもの

大間町の一般会計の借入金（地方債）や将来支払うことになる可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

平成 19 年度大間町の将来負担比率	38.1%
--------------------	-------

*指標基準…「早期健全化基準 350.0%」

⑤資金不足比率～公営企業会計ごとの健全（深刻）度を示すもの

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

平成 19 年度大間町水道事業会計の資金不足比率	0.0%
平成 19 年度大間町下水道事業特別会計の資金不足比率	0.0%
平成 19 年度大間町海峡保養センター事業等会計の資金不足比率	0.0%

*指標基準…「経営健全化基準 20.0%」

おわりに…大間町の財政の健全度は、指標基準を下回っていますので、概ね良好と判断できます。しかし、今後も社会情勢や経済状況等はめまぐるしく変化するものと推測されることから、財政運営については、常に指標の要因分析を実施し更なる健全化に努めるものとします。